

1 取り組み状況

(1) 美幌町いじめ防止基本方針

- ・平成27年6月策定
- ・平成30年5月改定

(2) 美幌町いじめ問題対策連絡協議会の設置

- ・平成27年6月設置（年2回開催）
- ・委員長 指導主事

構成学校：5学校長

学識経験者：指導主事、教育専門相談員、不登校問題相談員
青少年育成専門推進員、生涯学習推進員

2 いじめの状況

(1) H27～30年度 いじめの認知件数

	H27	H28	H29	H30
小学校	2	66	76	11
中学校	0	9	14	17
計	2	75	90	28

(2) R元年度 いじめの認知件数（6月調査）

	認知件数	うち解消件数	解消に向けて取組中
小学校	6	6	0
中学校	9	9	0
計	15	15	0

※ H28年度から「いじめ防止対策推進法」で定める「いじめの定義」に厳密に則り、初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても計上することとなり、「けんか」や「ふざけあい」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断することとされているため、認知件数が多く発生しております。

※ 解消件数とは、少なくとも下記の2つの要件が満たされているものを指します。

（H29年度追加事項）

ア いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

3 いじめの態様

R元年度 いじめの対応状況報告より（複数選択あり）

		小学校	中学校
いじめの態様	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	3	6
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	2	1
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	5	3
	その他	1	3

4 いじめの発見・相談相手

R元年度 いじめの対応状況報告より（複数選択あり）

		小学校		中学校	
いじめの発見 のきっかけ	学校の教職員等が発見	学級担任が発見	0		
		アンケート調査などの学校の取組により発見	4	6	
	学校の教職員以外からの情報により発見	本人からの訴え	0	1	
		本人の保護者からの訴え	2	2	
いじめられた 児童生徒の相談の状況	学級担任に相談		5	9	
	保護者や家族等に相談		1	2	

5 「いじめ」の定義の変遷

- ①平成17年度以前 自分よりも弱いものに対して一方的に身体的心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。
- ②平成18年度～ 当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。
- ③平成25年10月策定「いじめ防止対策推進法」第2条第1項
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

■不登校の状況について

(1) 不登校を理由とする長期（30日以上）欠席児童・生徒数の推移

◎不登校とは、『何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状態にあること（病気や経済的な理由によるものを除く）』と定義されています。
◎以下、文部科学省の『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果を参考に、本町の実態をお知らせします。

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学 1年					1			
2年	1	1				1		1
3年	1	1	1				1	
4年	2	1		1				2
5年	1	2	2		1	1		2
6年	2	1		2		2	2	1
(小学計)	(7)	(6)	(3)	(3)	(2)	(4)	(3)	(6)
[男女別]	[男3, 女4]	[男4, 女2]	[男1, 女2]	[男0, 女3]	[男0, 女2]	[男2, 女2]	[男2, 女1]	[男1, 女5]
児童数	1,097	1,065	1,033	1,023	984	963	911	887
在籍比	0.64%	0.56%	0.29%	0.29%	0.20%	0.42%	0.33%	0.68%
中学 1年	3	5	4	5	5	3	3	6
2年	6	4	4	5	4	7	6	4
3年	3	6	3	4	5	6	6	5
(中学計)	(12)	(15)	(11)	(14)	(14)	(16)	(15)	(15)
[男女別]	[男8, 女4]	[男5, 女10]	[男6, 女5]	[男7, 女7]	[男6, 女8]	[男4, 女12]	[男5, 女10]	[男6, 女9]
生徒数	542	592	568	543	521	514	523	506
在籍比	2.21%	2.53%	1.94%	2.58%	2.69%	3.11%	2.87%	2.96%
合 計	19	21	14	17	16	20	18	21
児童生徒数	1,639	1,657	1,601	1,566	1,505	1,477	1,434	1,393
在籍比	1.16%	1.27%	0.87%	1.09%	1.06%	1.35%	1.26%	1.51%

(2) 不登校児童生徒への指導結果状況

(単位：人)

区分	29年度			30年度		
	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
指導の結果、登校する(又はできる)ようになった児童生徒	0	3	3	0	3	3
指導中の児童生徒	3	12	15	6	12	18
(内数) 登校には至らなかったが好ましい変化が見られた児童生徒	2	1	3	0	3	3

(3) 不登校児童生徒の状況分析

◆不登校になったきっかけと考えられる状況

(単位：人)				
小 学 校	H27	H28	H29	H30
「いじめを除く友人関係をめぐる問題」		1	2	2
「学業の不振」		1	1	
「家庭の生活環境の急激な変化」				2
「親子関係をめぐる問題」	2	2	1	2
「病気による欠席」				
「教職員との関係をめぐる問題」			1	1
「その他本人にかかわる問題」				
「その他」		1		

(単位：人)				
中 学 校	H27	H28	H29	H30
「学業の不振」	6	4	1	
「進路にかかる不安」	2	1		1
「家庭内の不和」				
「家庭の生活環境の急激な変化」				
「親子関係をめぐる問題」	3	3	5	4
「病気による欠席」				
「その他本人にかかわる問題」		5	8	6
「いじめを除く友人関係をめぐる問題」	5	3	1	2
「教職員との関係をめぐる問題」	1			
「クラブ活動・部活動への不適応」				2

※複数回答のため、児童生徒数とは一致しない。

◆指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒に効果があった学校の措置

(単位：人)				
小 学 校	H27	H28	H29	H30
「不登校問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った」				
「全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導に当たった」				
「養護教諭が専門的に指導にあたった」				
「友人関係を改善するための指導を行った」				
「教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した」				
「様々な活動の場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した」		1		
「保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった」		1		
「登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行くなどした」		1		
「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・助言を行った」		1		
「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」		1		
「教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった」				
「病院等の医療機関と連携して指導にあたった」				

※複数回答のため、児童生徒数とは一致しない。

(単位：人)				
中 学 校	H27	H28	H29	H30
「不登校問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った」	4	9	2	2
「全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導に当たった」	2	2	2	
「養護教諭が専門的に指導にあたった」			2	
「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」		4		
「友人関係を改善するための指導を行った。」	1	7		2
「教師とのふれあいを多くするなど、教師との関係を改善した」	2	4	1	
「様々な活動の場面において本人が意欲をもって活用できる場を用意した」	2			
「保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった」		1	1	
「登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行くなどした。」	4	10	2	1
「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った」	2	6	2	1
「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」	4	6	2	1
「教育相談センター等の相談機関と連携して指導に当たった」	2	2		
「病院等の医療機関と連携して指導にあたった」			1	1

※複数回答のため、児童生徒数とは一致しない。